

介護保険の充実を求める意見書

政府が2015年度の介護報酬改定で2.27%引き下げたことにより、介護事業者は厳しい経営を余儀なくされています。介護職員の人材不足も深刻で、介護職員の有効求人倍率は2017年4月時点で3.05倍で、全職業平均の1.24倍を大きく上回っています。人材不足は、介護職員の平均月給が全産業平均よりも約10万円も低いこと等が原因です。政府は4月から介護職員の賃金を月額1万円引き上げる処遇改善を行っていますが、約10万円の開きを考えれば、不十分です。

また、政府が提出し、5月に成立した「介護保険法等一部改正案」により、2018年8月から、介護サービスの利用者負担割合が2割となっている人のうち、特に所得の高い層の負担割合が3割に引き上げられます。2割への引き上げは2015年8月に行われたばかりであり、厚労省は負担割合の引き上げが要介護者やその家族にどのような影響を及ぼしているのか十分な検証を行っていません。にもかかわらず、3割に引き上げることは拙速と言わざるを得ません。

さらに、政府は介護保険給付を中重度者に重点化する観点から、軽度者に対する介護サービスを縮小することを検討しています。軽度者の介護サービスの利用機会が減少すれば、要介護状態を悪化させかねません。その結果、重度化してしまった要介護者が他の介護保険サービスを利用するようになり、財政負担の増大を招く恐れがあります。

こうした現状に鑑み、根室市議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記

1. 2018年度の改定で介護報酬を引き上げること。
2. 介護職員、障害福祉従事者の更なる処遇改善を行うこと。
3. 介護サービスの利用者負担割合の引き上げの影響を丁寧に検証するとともに、2割負担、3割負担の対象者の拡大を行わないこと。
4. 軽度者に対する介護サービスを将来にわたり全国で十分な内容と水準で提供されるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年 6月23日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 厚生労働大臣